

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成三十年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

総トン数		隻数
旧トン数	新トン数	
四十八トン未満のもの	四十トン未満のもの	九

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年 月 日から平成三十一年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までとする。
- 2 この告示において「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。